

# 長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例

平成 17 年 12 月 2 日  
条 例 第 3 号

改正 平成 28 年 2 月 5 日 条例第 3 号

改正 平成 29 年 8 月 25 日 条例第 1 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、長野県民交通災害共済組合（以下「組合」という。）及び住民が個人情報の保護の必要性を認識し、組合が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 組合長、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号のイにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、

犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報という。

- (5) 住民 組合を組織する市町村（「以下「組織市町村」という。」）の区域に居住している者及び住所を有しないが、組合に個人情報を保有されている者をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、個人情報の保護の必要性を認識し、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するとともに、個人情報の取扱いにあつては、第三者の権利利益及び自由を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 交通災害共済の加入の取りまとめを委託された役員等にあつては、知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で行わなければならない。また、収集の目的を明確にし、あらかじめその利用目的を本人に通知し、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 第9条第1項第4号の規定に基づき、組織市町村又は他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

- 2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により個人情報を本人以外から収集するときは、その手段と事実を通知しなければならない。ただし、合理的な理由があると認められたときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、法令等に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集してはならない。

（適正な管理）

第7条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする。

(2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、破損その他事故を防止すること。

2 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに破棄又は消去しなければならない。

(業務委託に伴う措置等)

第8条 実施機関は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、委託を受けた者は、個人情報の保護について組合と同様の義務を負うものとする。

(利用及び提供の制限等)

第9条 実施機関は、第6条第1項に規定する収集の目的の範囲を超える個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は組合以外の者に個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号に該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 組合と組織市町村内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが、当該組合の所掌事務の遂行に必要不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

2 実施機関は、個人情報の外部提供をする場合、外部提供を受ける者に対し個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限を付し、これの適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を組合長に届出しなければならない。

(1) 目的外利用等をした個人情報の記録の名称

(2) 目的外利用等をした理由

(3) 目的外利用等をした個人情報の記録の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、組合が定める事項

4 実施機関は、第1項第3号又は第5号の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。ただし、合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。

(開示の請求)

第10条 住民は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る記録情報の開示（記録情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

第11条 実施機関は、次の各号に該当する個人情報については、開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないとされている個人情報
- (2) 開示することにより開示の請求した者以外の個人に不利益を与えると認められる個人情報
- (3) 個人評価、相談、参考等に関するものであって、開示しないことが適当であると認められる個人情報
- (4) 開示することにより、実施機関の公平又は適正な業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる個人情報  
(部分開示)

第12条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に、前条の規定により開示しないことができる個人情報が含まれている場合において、その部分を容易にかつ開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。

(訂正等及び中止の請求)

第13条 住民は、実施機関が保有する自己に関する個人情報について事実との相違があると認められるときは、実施機関に対し当該自己に関する個人情報の訂正又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 住民は、実施機関が第9条第1項の規定によらないで自己に関する個人情報の目的外利用等をしていると認められるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止（以下「中止」という。）を請求することができる。

3 第10条第2項の規定は、訂正等及び中止の請求について準用する。

(開示等の請求の方法)

第14条 自己に関する個人情報の開示、訂正等又は中止（以下「開示等」という。）を請求しようとする者は、実施機関に対し次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己に関する個人情報の記録の名称又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示等を請求しようとする者は、当該開示等の請求に係る自己に関する個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示等の請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書を受理したときは、受理した日の翌日から15日以内に当該請求に対する可否の決定をし、書面により速やかに当該決定の内容を請求した者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、開示等の請求に係る自己に関する個人情報の全部又は一部の開示等をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決

定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施期間は、速やかに当該延長の理由及び決定することができる期日を請求者に通知しなければならない。

(開示等の実施方法)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定により自己に関する個人情報を開示する旨決定したときは、請求者に対し速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己に関する個人情報が記載されたものを直接開示することにより、当該情報が記載されたものの保存に支障が生ずるおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該情報が記載されたものを複製したのものにより開示することができる。

3 実施機関は、前条第1項の規定により自己に関する個人情報の訂正等をする旨決定をしたときは、速やかに当該訂正等を行わなければならない。

(費用負担)

第17条 開示等に係る手数料は無料とする。ただし、前条第1項及び第2項の規定による自己に関する個人情報の写しの交付を受ける場合、その作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする。

(審査請求)

第18条 第15条第1項の決定に不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の審査請求がされたときは、当該審査請求が不相当であることを理由として却下することを除き、遅滞なく長野県民交通災害共済組合個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(審議会)

第19条 前条に規定する諮問に応じて審議を行うため、長野県民交通災害共済組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会は、委員3人をもって組織する。

3 審議会の委員は、識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、組合長が定める。

(苦情の申出)

第20条 住民は、実施機関が行った自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対し、書面により苦情の申出をすることができる。

2 第10条第2項及び第14条第2項の規定は、前項に規定する苦情の申出について準用する。

3 実施機関は、第1項の規定による苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切な処理を行い、その結果を当該苦情を申出た者に書面により通知しなければならない。

(運用状況の公表)

第21条 組合長は、毎年この条例の規定に基づく開示請求、訂正請求、抹消の申出及び利用又は提供の中止の申出に係る運用状況を公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則 (平成17年12月2日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月5日 条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。